

## 津市市民課等への窓口用封筒無償提供者募集要項

この要項は、津市市民課等窓口における市民サービスの向上及び新たな財源の確保を図るため、津市市民課等への窓口用封筒無償提供に関する基準（平成27年9月1日施行。以下「基準」といいます。）第6条第2項の規定に基づき、窓口用封筒の無償提供者の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

### 1 募集件名

津市市民課等への窓口用封筒無償提供

### 2 募集概要

住民票の写し、市税関係証明書等の各種証明書の持ち帰り用として、市民課、市民税課、資産税課、収税課、各総合支所及び各出張所において、来庁者が自由に利用する広告が印刷された窓口用封筒を無償で提供していただける事業者を募集します。

なお、次の(1)から(4)までの事項については、事業者が行うものとします。

- (1) 窓口用封筒に掲載する広告主の募集
- (2) 窓口用封筒のデザイン及び原稿の作成、印刷等完成するまでの全ての作業並びに進捗管理
- (3) 窓口用封筒の配達及び設置（スタンドの設置を含みます。）
- (4) 窓口用封筒の在庫管理

### 3 設置期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間

### 4 窓口用封筒の規格及び予定数量

角型6号（縦229mm×横162mm） 年間150,000枚

角型2号（縦332mm×横240mm） 年間 30,000枚

合計 年間180,000枚

※ 封筒は2色刷りとします。

※ 封筒の紙の厚さについては、現在使用中の封筒と同等のものとします（現在使用中の封筒は、上質紙70kg）。

※ 設置期間中、数量に不足等が生じた場合は、適宜調整の上、必要枚数を納品してください。

※ 過去 2 年間の納品実績（参考（返却枚数を含みます。））

令和 5 年度	角型 6 号	年間 1 2 9 , 0 0 0 枚
	角型 2 号	年間 2 7 , 6 0 0 枚
令和 6 年度	角型 6 号	年間 1 2 2 , 0 0 0 枚
	角型 2 号	年間 2 8 , 0 0 0 枚

## 5 広告等掲載内容

- (1) 窓口用封筒には、本市が指定する印字内容等（別紙 1）を記載してください。なお、年次の広告等掲載内容の見直しに合わせて、別紙 1 の印字内容等を変更する場合があります。
- (2) 掲載する広告は、窓口用封筒の表面又は裏面それぞれの面積全体の 3 分の 1 以内とします。
- (3) 掲載する広告は、津市広告掲載要綱（平成 19 年津市訓第 2 号）及び基準を遵守した内容で、かつ、事前に「津市広告審査委員会」の審査を経たものとします。
- (4) 広告等掲載内容の見直しは、本市と調整の上、1 年ごとに行うものとします。この場合において、残存する窓口用封筒は速やかに回収するとともに、新しい窓口用封筒を納入してください。

## 6 費用負担

提供する窓口用封筒の作成、設置等に係る一切の費用は無償提供者の負担とし、本市から無償提供者に対して金銭の支払いは生じません。

## 7 注意事項

- (1) 無償提供者が広告代理店である場合は、広告主の募集を行うに当たり、自らが募集者であることを明確にし、本市が広告を募集しているような誤解を与えないようしてください。
- (2) 広告及び広告主が基準等の規定に違反していると本市が認める場合は、無償提供者は、速やかに無償提供者の負担において当該窓口用封筒を全て回収することとします。
- (3) 窓口用封筒を設置するためのスタンドについては、無償提供者が設置することとします。なお、スタンドの設置台数、設置場所については本市と協議することとします。また、設置期間終了後は、速やかにスタンドを撤去してください。

## 8 設置場所

津市市民部市民課、津市政策財務部市民税課、津市政策財務部資産税課、津市政策財務部収税課、高野尾出張所、大里出張所、一身田出張所、白塚出張所、栗真出張所、安東出張所、櫛形出張所、片田出張所、神戸出張所、藤水出張所、高茶屋出張所、雲出出張所、アストプラザオフィス、久居総合支所市民課、榎原出張所、栗葉出張所、河芸総合支所市民福祉課、千里ヶ丘出張所、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、波瀬出張所、白山総合支所市民福祉課、家城出張所、大三出張所、倭出張所、八ツ山出張所、美杉総合支所市民福祉課、竹原出張所、太郎生出張所、伊勢地出張所、八幡出張所、多気出張所及び下之川出張所

※ 設置期間中の納品場所の集約等により納品場所、納入回数、納入枚数等に変更が生じる場合は、本市と調整することとします。

## 9 募集期間

令和7年12月17日（水）から令和8年1月14日（水）まで

## 10 参加資格

参加資格要件については、次の全てを満たす者とします。

(1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出すること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 財務諸表（法人及び個人）

オ 印鑑（登録）証明書

カ 本市の区域内に事業所を有する法人にあっては、市税に係る事業所の完納を証明する書類

キ 本市の区域内に事業所を有する個人にあっては、市税に係る完納を証明する書類

ク 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ケ 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のアからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 11 提出書類 ((1)(2)(3)(6)(7)は1部、(4)(5)(8)(9)は10部提出すること。)

- (1) 市民課等窓口用封筒無償提供申込書（基準第1号様式）（別紙2）  
(申込書「1 当年度及び前年度における無償提供実績」について覚書等の写しを添付してください。)
- (2) 宣誓書（別紙3）

- (3) 10(1)アからケまでに掲げる書類（津市契約規則第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合のみ）
- (4) 次のアからオまでに掲げる事項を記載した企画提案書（様式、内容等は任意としますが、事業者が特定される表現は記載しないでください。）
- ア 本業務に対する考え方
  - イ 提案について特に工夫した点
  - ウ 業務の実施方法、手法、スケジュール、納品方法等
  - エ 業務に係る実施体制及び支援体制
  - オ 窓口用封筒のデザイン、紙質等
- ※ 参考に窓口用封筒のデザインサンプルを各サイズ（角型6号及び角型2号）とともに添付してください。（実際に納品する際に使用する封筒の紙質を使用してください。窓口用封筒のサンプルには事業者を掲載せず、広告掲載予定場所として示してください。）
- (5) 窓口用封筒の見本等（過去に無償提供をしていた窓口用封筒の現物等）
- (6) 法人市民税（事業を営む個人の場合は個人市民税）、固定資産税、軽自動車税及び消費税の納税証明書
- ※ 証明書は、提出期限前3ヶ月以内のものとします。
- (7) 法人の履歴事項全部証明書（事業を営む個人の場合は身分証明書）
- (8) 会社の概要が分かるもの
- (9) 広告関係の契約実績の分かるもの  
(官公庁等への広告関係の契約実績(窓口用封筒無償提供を除きます。))
- ※ (5)及び(9)については、実績がある場合のみとします。

## 12 提出方法及び提出期限

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出期限 令和8年1月14日（水）午後3時必着

## 13 提出先

津市役所 市民部市民課 企画管理・斎場担当（本庁舎1階）  
〒514-8611  
三重県津市西丸之内23番1号

## 14 本件に関する質問及び回答

本件に関する質問については、質問書（別紙4）にて、FAXでのみ受け付けます。なお、様式は任意のものでも可とします。

(1) 質問書提出期限

令和7年12月24日（水）正午

(2) 質問に対する回答

令和8年1月7日（水）午後3時までに津市ホームページに掲載します。

(3) 注意事項

FAXの未受信を防止するために、FAXを送信後、必ず電話にて受信しているかの確認を行ってください。なお、再質問は受け付けません。

## 15 選定方法

- (1) 提出された書類により、1者を選定します。申込者が1者の場合でも審査は実施します。
- (2) 審査の経緯は公表しません。
- (3) 選考結果については、後日申込者全員に書面で通知します。

## 16 覚書の交換

無償提供者が決定し、本市が窓口用封筒の無償提供を受けるときは、窓口用封筒の作製及び無償提供に関して、本市及び無償提供者で覚書（別紙5）を取り交わすものとします。

## 17 その他

- (1) 企画提案書等に係る全ての費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) この要項、基準等の規定に違反する場合及び提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、失格となります。なお、覚書締結後も同様とします。

## 18 問合せ先

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

津市役所市民部市民課企画管理・斎場担当

電話番号 059-229-3144（内線6187）

FAX 059-221-1173